

# 適用 5

(株)みずほフィナンシャルグループ・(株)みずほ銀行・みずほ信託銀行(株)・

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)は、提出不要です。

(人事業務部ヒューマンサービス室より一括提出されて来ます。)

## 固定的賃金の変動があり従前の標準報酬に比べて2等級以上の差を生じたとき

### 『被保険者報酬月額変更届』

固定的賃金の変動があり、変動月以降継続した3ヵ月間（いずれの月も報酬の支払基礎日数が17日（特定適用事業所・任意特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日）以上あることが必要です）に受けた報酬の平均額に該当する標準報酬月額が従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差を生じたとき。

#### 【手続き】

- 各事業主の健保担当部署で作成後、健保組合宛に提出して下さい。  
平成24年4月以降は、KOSMO Webからのデータアップロードでご提出をお願いしています。
- 提出期限 - 速やかに。

#### 〔作成上の注意事項〕

- 対象となる月 - 賃金（固定的給与）の変動月以降の3ヵ月
- 改定となる月 - 賃金（固定的給与）の変動があった月から4ヵ月目